

奄美市食料品ストック機能強化支援事業補助金 概要

■事業の目的

本市では、台風などの荒天時に食料品が不足する状況が生じることから、食料品小売業者が食料品の在庫を確保するための取り組みに対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助します。

■補助対象事業・補助対象者

補助対象事業	台風などの荒天時における食料品の不足に備えるため、次の設備をレンタルまたはリース（購入を除く）により整備する事業 【対象設備】 ・ 冷凍・冷蔵コンテナ ・ 非常用電源設備 ・ その他市長が特に必要と認める設備 【対象要件】 ・ 国、県その他公的機関から他の助成を受けていないこと ※対象とならない設備や事業内容もありますので、ご不明な場合は事前にご相談・ご確認ください
補助対象者	次の要件をすべて満たす者 ・ 奄美市内に店舗を有する法人または個人であること ・ 各種食料品小売業を営む店舗であること ・ 生鮮食品を冷凍・冷蔵室で保存し販売していること ※次のいずれかに該当する場合は補助対象外です ・ 市税を滞納している者 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営し、若しくは経営に関与している者 ・ 法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく事業を行う者 ・ その他の市長が不適当と認める者

■補助対象経費・補助金額

補助対象経費	対象設備のレンタル・リースに係る経費 【対象要件】 事業実施年度の2月末日までに支払いが完了している経費であること ※次の経費は補助対象外です ・ 設備の購入費 ・ 事業で使用したものとして明確に区分できない経費 ・ その他補助金の交付が適当でないと認められる経費
補助金額	補助対象経費の2分の1以内の額（千円未満切り捨て） 【限度額】 上限30万円

■申請手続き（事後申請方式）

申請期限	事業実施年度の2月末日まで
申請の流れ	※同一年度内において、1事業者（補助対象者）につき申請および補助金の交付は1回限りです。 ① 交付申請兼実績報告 【申請者→市】 事業完了（支払い完了）後、下記の書類を提出してください。 なお、申請手続きの簡素化を図るため、交付請求書を併せて提出することができます。この場合、交付決定および交付額確定後の請求書として取り扱います。 ☐ 交付申請書兼実績報告書（様式あり） ☐ 領収書等の支出を証明する書類の写し ☐ 実施状況が確認できる写真 ☐ 納税証明書又は市税等納付状況確認同意書（様式あり） ☐ 交付請求書（様式あり） ※申請時に併せて提出可 ② 事業実施内容の審査 【市】 提出書類を審査します。（必要に応じて現地調査を行います） ③ 交付決定および交付額確定通知 【市→申請者】 実績に基づき補助金交付額を決定し、通知します。 ④ 交付請求 【申請者→市】 ※①で交付請求書を提出済みの場合は、改めて提出する必要はありません。 ☐ 交付請求書（様式あり） ⑤ 補助金交付 【市→申請者】 指定口座に補助金を振り込みます。

■お問い合わせ

奄美市 商工観光情報部 商工政策課 商工振興係
〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号
TEL：0997-52-1111（内線5303） 0997-52-1127（直通）
FAX：0997-52-1359 E-mail：cai@city.amami.lg.jp